参　与　　おはようございます。
委員の皆様並びに推進委員の皆様、連日の暑さの中、そして公私ともにお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
欠席の届け出が６番、佐々木忠永委員、１７番、髙橋勝範委員から出ております。
それから、１５番の田村誠市委員は少しおくれるという連絡をいただいております。
それでは定刻となりましたので、ただいまから第２８回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。田村委員がただいま到着されましたので、本日の出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から、前回７月１０日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております第２８回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、７月１０日ですが、第２７回農業委員会総会を委員２２名、推進委員２名の出席をいただきまして、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
７月１１日には、秋田県仙北平野土地改良事業推進協議会令和元年度総会がグランドパレス川端において開催され、会長が出席しております。
７月１７日には、大仙市農業委員会広報専門委員会を広報専門委員長外委員７名の出席をいただき、神岡庁舎２階情報活動室において開催しております。
１０月発行予定の農業委員会だより第１７号の構成や掲載する記事の内容、原稿依頼などについてご協議いただいております。
７月２５日でありますが、大仙市農業委員会農用地利用調整会議を神岡庁舎２階情報活動室において開催しております。会長外推進委員５名の出席をいただきまして、本日の総会にお諮りする案件についてご協議いただいております。
同じく７月２５日でありますが、秋田県農業会議第４０回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席し、農地法第４条、第５条の規定による意見の答申について審議されております。
翌７月２６日は、秋田県都市農業委員会事務局長会議が秋田市のアキタパークホテルで開催され、私が出席いたしまして、今年度の県知事への要望事項などについて審議しております。なお、その際使用しました資料の要望書（案）というものを皆様にお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。
７月３０日には、中央地区の令和元年度市町村農業委員会地区別研修会が秋田市の秋田テルサで開催され、農業委員１名、推進委員１名が出席しております。
また８月１日には、県南地区の令和元年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市の横手セントラルホテルで開催され、農業委員１８名、推進委員１８名が出席しております。研修内容といたしましては、秋田県農業会議から農業委員会組織を取り巻く情勢と活動の重点について、秋田県農林水産部農林政策課からは、人・農地プランの実質化と農業委員、推進委員に期待する今後の取り組みについて、秋田県農業公社からは、農業委員会と連携した農地中間管理事業の推進について、岩手県矢巾町農業委員会からは、人・農地プラン見直しにおける農業委員の活動についての実践事例を紹介していただき、秋田県農業会議のほうからは、地域の未来を描く！秋田農地利用最

適化推進１・２・３運動の最終年度の取り組みについての説明を受けてきております。
以上、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、９番、伊藤悟委員、１０番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年８月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より説明を求めます。

参　与

１ページ、１番をご説明いたします。
農地の所在が、花館○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○、１筆です。
売買による所有権の移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲渡人の○○○○は高齢で後継者もいないことから農地を処分することを考え、近隣を耕作する○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○が応じてくれたものでございます。
売買価格が１０アール当たり○○○○○○○○○○○、総額では○○○○○○○○○○と通常より高い価格となっておりますが、これにつきまして当該地は住宅密集地に近い都市計画法上の用途区域内の農地であるためと考えられ、双方が合意の上、申請したものでございます。

続きまして、２番についてご説明いたします。
農地の所在が、大曲西根○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○、１筆です。
売買による所有権の移転で、譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、譲受人が○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○です。
申請理由といたしましては、この農地は戦前から○○○○が○○○○から耕作してきておりましたが、○○○○の自宅に隣接しており、この先も畑地利用をする上で利便性がよいことから、○○○○に売買の相談したところ応じてくれたものです。
売買価格が１０アール当たり○○○○○○○○○○、総額では○○○○○○○○○○と通常より高い価格となっておりますが、これにつきましても当該農地が部落内の宅地と宅地に挟まれた農地であるためと考えられ、双方合意の上、申請したものでございます。

続きまして、５ページ、８番を説明します。
新規の使用貸借です。
農地の所在は、豊川○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○外田１筆、計２筆、合計面積は○○○○○○○○○○○○です。貸付人は○○○○○○○○○○○、○○○○○○、借受人は

同住所の○○○○○○○です。
理由については、○○○○が経営移譲年金受給のため、以前より息子の○○○○○に農地を貸し付けておりましたが、砂利採取のため一時転用を行い、その転用が完了したため、再度親子間で使用貸借するものであります。
設定期間は１０年です。

続きまして、６ページ、１０番、７ページ、１１番をご覧ください。
関連がありますので、続けてご説明いたします。
自作地相互の交換による所有権移転です。
１０番は、農地の所在は協和小種○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○外１筆で計２筆、面積は○○○○○○○○○○となります。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
１１番は、農地の所在が協和小種○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○で、こちら１筆です。
譲渡人は○○○○○○○、譲受人は○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、当該農地については、もともと双方の先代同士が昭和３０年代に農地の交換分合の際に交換したはずでしたが、その際、登記が実行されていなかったため今回申請するものです。
１０番の農用地は○○○○○○○の住宅の近接にあり、１１番の農地は○○○○○○○の耕作地に隣接しております。このため地目は１０番の畑、１１番は田と異なる地目同士の交換とはなりますが、お互いに耕作する上で都合がよいため、相互交換での申請となりました。

それでは、私のほうからはその他の案件につきましてご説明いたします。
議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました５件のほかに、無償所有権移転が７件、使用貸借権設定の更新３件がございます。
１３ページと１４ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号に該当する場合、許可できないこととなりますので、その該当の有無を記載したものでございますが、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
以上ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年８月７日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１５ページ、１番を説明します。
資料は１ページ、２ページとなります。
農地の所在は、長野○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、１筆です。
貸付人は、長野○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、借受人は、同住所の○○○○○○○○です。
理由については、親世帯と同居している○○○○○が結婚を機に新たに家を新築することになり、父、○○○○○所有の農地を借り受けるものです。
設定期間は２０年です。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
２番、足達信廣委員よりお願いします。

足達委員　　それでは、私のほうから説明します。
７月２３日に、私と高橋主幹と髙橋推進委員の３名で現地を確認いたしました。位置図をご覧いただければわかるとおり、集落内の農地で北側それから南側も宅地に接しております。そして東側も道路に面しているということで、特に問題はないことを確認いたしました。
以上です。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和元年８月７日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１６ページ、２番と３番は関連がありますので、一括で説明させていただきます。
２案件とも所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、７７歳です。
最初に２番です。
所有権を移転する農地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○○、１筆です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６２歳です。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○○○○で、総額○○○○○○○○○です。
続きまして、３番です。
所有権を移転する農地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○○外田３筆、合計、田４筆、面積○○○○○○○○です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６７歳、認定農業者の方です。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○○○○○で、総額○○○○○○○○○○です。
理由といたしまして、売り渡し希望の○○○○は高齢で農地の処分を希望していました。そこで、これまで永小作によりこの農地を耕作している○○○○と○○○○に売買の相談をしたところ、両者がこれに応じてくれたものです。なお売買価格につきましては、両案件ともに○○○○の意向により固定資産税の評価額と同額で売買するもので、実勢価格より大幅に安い金額となっております。

続きまして、１８ページ、６番と７番を関連がありますので一括で説明します。
どちらも買い受け希望者は○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
最初に６番です。
所有権を移転したい農地は、清水○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○、１筆です。
譲り渡し希望者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○○○、総額で○○○○○となっております。
続いて７番です。
所有権を移転したい農地は、清水○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○外田４筆、合計５筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○です。譲り渡し希望者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○○○○、総額で○○○○○となっております。
理由につきましては、大仙市○○にて母と２人暮らしをしていた○○○○は、その母が亡くなったことを機に、○○○に住む姉、６番、○○○○のところに住所を移しました。その後そのまま○○○に定住する意思を固めたため、○○○○、○○○○姉妹は母から相続した農地を整理したいと考えていたところ、当該農地を貸借により耕作していた○○○○が売買に応じたものです。
なお、６番、○○○○と、７番、○○○○姉妹合わせて総額○○○○○で売買することが先に決まっており、その後、姉妹が話し合いの末、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○で合意したため、６番と７番の１０アール単価に大きな差が出ておりますことを申し添えます。

続きまして、２０ページ、１０番をご説明いたします。
利用権を設定する農地が、大仙市大曲西根○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○外田６筆、合計７筆の○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、利用権の設定を受ける者が○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、５６歳、認定農業者の方です。
申請理由といたしまして、この農地は○○○○の自宅からやや遠いために、○○○○は草刈り等の保全管理をずっとしてきました農地でございます。このたび近隣を耕作する○○○○○に相談したと

ころ、借り受けを承諾してくれたものでございます。
契約期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○になっております。
賃借料については、長年草刈り等の保全管理をしてきた農地であることから、賃借料について○○○○から１０アール当たり○○○○○○○でいいよという申し出があって合意に至ったものでございます。

２２ページ、１６番から２６ページ、１７番の案件をご説明いたします。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。

１６番です。
利用権を設定する農地は、大仙市高城○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○外田３７筆、合計、田３８筆、面積○○○○○○○○です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、３１歳。

続きまして、２６ページ、１７番です。
利用権を設定する農地は、大仙市高城○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○外田１３筆、合計、田１４筆、面積○○○○○○○○○○です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、７８歳です。
貸付理由は、２案件とも○○○○○○○が立ち上げた○○○○○○○○○所へ新たに農地中間管理事業を使って貸し付けるものです。
設定期間は全て１０年２カ月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借り受予定者に利用権設定される公告日までの２カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。
なお、○○○○○○○と○○○○○○○○は孫と祖母の関係にあり、貸付先が自己所有の○○○○であることから、賃借料はなく使用貸借権を設定いたします。

私からは、そのほかの案件につきましてご説明いたします。
議案第３号につきましては、ただいま説明いたしました７件のほかに所有権移転が５件、貸借権設定の更新が５件ございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり○○○○から○○○○○○○○○○と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの貸借料の内容でございますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり○○○○○○○から○○○○○○○○○と幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり妥当な契約金額と推察しております。
いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積

計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について

下記の者から農地法第６条第１項の規定により書類提出があったのでこれを報告する。

令和元年８月７日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与

２８ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者の順に読み上げます。

１番、大仙市内小友字宮林２９番地１、農事組合法人宮林農園、代表、小松幹郎

２番、大仙市強首字強首９８番地、農事組合法人美土里農こわくび、代表理事、佐々木公憲

３番、大仙市寺館字寺館１２番地、農事組合法人やぶだい、代表理事、鈴木富夫

４番、大仙市九升田字九升田４６番地２、農事組合法人九升田ファーム、代表理事、進藤秀英

５番、大仙市金山沢字堤ノ下３２番地、農事組合法人金山沢ファーム、代表理事、大友金己知

６番、大仙市刈和野字高屋敷３７番地１、農事組合法人高屋敷ファーム、代表理事、佐原吉春

２９ページをご覧ください。

７番、大仙市大沢郷寺字野田家越１９番地２、株式会社農業舎、代表取締役、伊藤裕樹

８番、大仙市協和稲沢字堤ヶ沢出口６番地４６、農事組合法人大地、代表理事、鈴木武夫

９番、大仙市協和小種字鏡台１０９番地１、農事組合法人たねっこ、代表理事、工藤修

１０番、大仙市協和下淀川字中里５２番地１、農事組合法人はちまんの里、代表理事、鈴木正雄

１１番、大仙市板見内字北畑１８６番地２、農事組合法人本郷農園、代表理事、新田幸祐

１２番、大仙市高梨字八嶋２６１番地４、農事組合法人北川目ファーム、代表理事、藤原稔

以上、１２法人から報告がありました。詳細につきましては３０ページから７６ページをご覧願います。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

事務局のほうから何かございませんか。

参　与　　ありません。

議　長　　そのほか皆さんのほうから何かありませんか。

足達委員

足達委員　　２番の足達です。

私からは、皆さんのほうに提案させていただきますので、よろしく検討していただきたいと思います。

なお、内容は、この次の農業委員大会の要望事項ということで、会長のほうから前回の挨拶の中にもありましたとおり、大仙市からの要望事項を出すべきだと、出してもらいたいというようなお話がありました。やはり大仙市は大所帯であるし、いろい

ろな問題を抱えております。そういうことは皆さん実感としてわかると思いますので、きょうの課題は農政全体につながるような内容だと思いますので、私はぜひ言われたとおり、大仙市の農業委員会としても要望事項を出すべきではないかなと思います。

ただ、なかなかこの前の案内文を見ますと、私もこれ３回目ですけれども、組織討議を聞いて要望を出してほしいということですので、なかなか個人からまとめて要望といこうことは難しいと思いますので、その手法としては専門部会なり役員会の中でこういう問題あるから何とだということを項目を上げて、あとは事務局で整理してもらって、要望書として出したらどうかなと思います。

そして、これまでの要望内容を見ますと、毎年同じような内容も出ています。これは多分要望してもかなわなかったということで出ている内容もありますし、同じ内容でもいいし、ぜひ大仙市からも要望事項として上げられるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

それと、皆さんのいろいろ意見出ていますが、いろいろな問題あると思うんですけれども、細い問題についてもやはり大仙市に上げるということも考えられますので、年に１度ぐらいはいろんなお話をして、行政のほうにも農業委員会として出すということも考えられるんじゃないかなと思います。

いろいろ、きょうも要望書、会長会から要望書という秋田県都市農業委員会会長会というような組織、細谷会長からもお話しがありますけれども、そういう意味で大仙市としてのいろんな要望も取り上げられるような仕組みにするよう、まずは事務局でつくってもらえたらと思いますので、いかがでしょうか。

以上です。

参　与　　そうですね、要望につきましては、ここで出ていたと記憶しておりますので、ぜひともちょっと出したいなというふうには思っております。

それから、その仕組みにつきましても今後検討してまいりたいと思いますので、これにつきましてはちょっとお時間をいただければなと思います

議　長　　いずれ、その要望書は農業委員会でもいいですし、農業委員でもいいですし推進委員の方でもいいです。思いついたことを書いてもらって、あと事務局のほうに提出するような方向で進めていただければいいかと思います。

ただ、上げたから、それをとってもらうということはないときもありますし、やっぱり中身によっていろいろと農業会議のほうでも聞きたい面も出てくるそうなんで、そういったとき、事務局どうだと聞かれた場合に中身にそぐわないような状態になるときは却下するということもありましたので、人数の減らないとき、４５人のときは結構大仙市でも出してもらったんですけれども、なかなかみんな忙しいからという訳ではないでしょうけれども、極力出すようにみんなで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、毎年あれですけれども、農業会議の農政推進連盟のまた寄附金のお願い来ました。これ毎年ですけれども、１人５００円、ワンコインということで、主に春と秋の国会議員の要請活動、また急を要する場合のいろんな要請活動等に使わせていただいておりますので、何とか農業委員、推進委員の皆さん、近いうちにチラシのほうも回してお願いいたしますので、どうかご賛同をお願いします。どうかよろしくお願いします。

（「いつまでなの」の声）

議　長　　日程では、１１月いっぱいまでって書いているけれども、皆さん積み立てあると思いますので頂戴したいと思いますので、何とかよろしくお願いします。

議　長　　ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第２８回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はご苦労さんでした。

午前１０時４３分　閉会